

崎広(被)第130号
令和2年9月1日

公益社団法人
長崎犯罪被害者支援センター
理事長 前田和明様

長崎県知事
中村法道



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

令和2年9月1日 から 令和7年8月31日 まで